



様式第 4 号(第 3 条関係)

不 開 示 決 定 通 知 書

武市フ第 180 号

平成 25 年 12 月 12 日

様

武雄市長 樋 渡 啓



平成 25 年 12 月 8 日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	Evernote を用いた文書管理・公開システム構築業務委託に関する一切の文書
公文書を開示しない理由	(理由) Evernote を用いた文書管理・公開システム構築を行っておらず、当該文書が存在しないため。
所 管 課	つながる部フェイスブック・シティ課情報係 電話番号(直通) 0954-23-9121

注 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定(上記 1 の異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)